

令和 7 年 2 月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和 7 年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 5 委員会室

令和7年3月6日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第70号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第9号)
- 議案第78号 令和6年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計補正予
算(第1号)
- 議案第79号 令和6年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計補正予算(第3号)
- 議案第80号 令和6年度宮崎県営国民宿舎特
別会計補正予算(第2号)
- 議案第82号 令和6年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第83号 令和6年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算(第2号)
- 議案第92号 建築基準法施行条例の一部を改
正する条例
- 議案第93号 工事請負契約の締結について
- 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 議案第96号 工事請負契約の変更について
- 議案第97号 工事請負契約の変更について
- 議案第98号 工事請負契約の変更について
- 議案第99号 工事請負契約の変更について
- 議案第104号 損害賠償額の決定について
- 議案第106号 一ツ葉有料道路の事業変更に係
る同意について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
- ・価格転嫁に関するアンケート調査の結果につ
いて

- ・「博多みやざき館KONNE」の移転オープンにつ
いて
- ・細島港港湾脱炭素化推進計画の策定について
- ・準都市計画区域の指定について

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	外 山 衛
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也
委 員	渡 辺 正 剛

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	日 高 正 勝
調 整 審 査 課 長	山 本 宣 博

商工観光労働部

商工観光労働部長	川 北 正 文
商工観光労働部次長	柏 田 学
企業立地推進局長兼 企業立地課長	児 玉 洋 一
観光経済交流局長	佐 野 晃 浩
部参事兼商工政策課長	塩 田 康 一
経営金融支援室長	酒 匂 晋 也
企業振興課長	鍋 島 宏 三
食品・メディカル産業 推進室長	井 上 裕 二
雇用労働政策課長	湯 浅 聡
観光推進課長	北 薊 武 彦

スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	児 玉 利 文
工業技術センター所長	福 山 旭
食品開発センター所長	平 川 良 子
県立産業技術専門校長	大 衛 正 直

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
県土整備部次長 (総括)	井 上 大 輔
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	松 山 英 雄
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	中 原 学
高速道対策局長	栗 山 健 作
管理課長	鬼 塚 保 行
用地対策課長	前 村 敦 子
技術企画課長	植 村 幸 治
工事検査課長	児 玉 広 文
道路建設課長	田 中 智 也
道路保全課長	椎 葉 倫 男
河川課長	和 田 安 生
ダム対策監	山 下 修
砂防課長	小 倉 浩 嗣
港湾課長	岩 切 靖 考
空港・ポート セールス対策監	岡 部 章
都市計画課長	松 田 豪 紀
美しい宮崎づくり推進室長	村 岡 昭 彦
建築住宅課長	松 田 真 二
営繕課長	下 温 湯 盛 久
設備室長	久 保 田 昌 信
高速道対策局次長	岩 切 道 雄

事務局職員出席者

議事課主査	岩 下 恵 美
-------	---------

総務課主任主事 徳 永 采 香

○山下委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

お手元に配付いたしました委員席案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の日程についてであります。

日程案につきまして、御覧のとおりでございますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、労働委員会事務局長の説明を求めます。

○日高労働委員会事務局長 令和6年度2月補

正予算につきまして、座って説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますとおり、1,793万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、表の右から3列目の補正後の額の欄になりますが9,013万1,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

表の左から3列目の(事項)職員費につきましては、1,306万4,000円の減額であります。これは、私ども事務局職員の人件費の執行残に伴うものでございます。

また、その下の段の(事項)委員会運営費につきましては486万6,000円の減額であります。これは、労働委員会委員の報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありまし

たので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○川北商工観光労働部長 それでは、本委員会で御審議をいただきます商工観光労働部所管の議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料2ページの目次でございます。

まず、1、予算議案でございます。

議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」は、国の補正予算を踏まえた物価高対策や地方創生2.0に関するもの等に要する経費について、新たに予算を計上するほか、事業費の確定等に伴い予算の減額を行うものでございます。

また、議案第78～80号の3つの特別会計補正予算につきましては、事業費の確定等に伴い予算の減額等を行うものでございます。

次に、2、その他報告事項でございますが、価格転嫁に関するアンケート調査の結果について及び博多みやざき館KONNEの移転オープンについて、2点を御報告させていただきます。

3ページをお願いいたします。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり3億5,286万6,000円の減

額でございます。

次に、特別会計の補正額は、表の下から 3 段目、特別会計の行、左から 3 列目の補正額の欄にありますとおり 1,837 万 4,000 円の減額でございます。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の 1 段目、商工観光労働部の行、左から 3 列目の補正額の欄にありますとおり 3 億 7,124 万円の減額となり、補正前の額 500 億 975 万 7,000 円から今回の補正額を差し引いた補正後の額は、496 億 3,851 万 7,000 円となります。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。

○山下委員長 次に、予算議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○塩田商工政策課長 議案第 70 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 9 号）」について御説明いたします。

資料の 4 ページを御覧ください。

補正額は、一番上、商工政策課計の左から 3 列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして 1 億 5,925 万 8,000 円の減額補正をお願いするものです。

補正後の額は、同じ行の右から 3 列目の補正後の額の欄にありますとおり 421 億 369 万 5,000 円となります。

補正額の内訳は、一般会計が、上から 2 行目、左から 3 列目にありますとおり 1 億 5,016 万 3,000 円の減額、次の 5 ページになりますが、特別会計が、一番上の左から 3 列目のとおり 909 万 5,000 円の減額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

上から 3 番目の商業振興費、(事項) 中小企業金融対策費 8 億 9,682 万 2,000 円の減額であります。

このうち、まず右から 2 列目、説明及び事業名欄の 1、中小企業融資制度貸付金の 8 億 8,005 万 9,000 円の減額です。これは、県融資制度の運用において、金融機関が融資を行う際の原資の一部として金融機関に貸付けを行うものでありますが、融資残高が見込みを下回ったことから減額するものです。

次に、その下、2、中小企業金融円滑化補助金の 2,016 万 7,000 円の増額です。これは、中小企業が貸付けを受ける際に、信用保証協会に支払う保証料について、事業者の負担を軽減するため、保証料の一部を信用保証協会へ補助するものでありますが、令和 6 年 6 月までに実施した経営支援貸付（コロナ対応借換型）の駆け込み需要により、保証債務残高が見込みを上回ったことから増額するものです。

その下、3、信用保証協会損失補償金の 1,803 万 7,000 円の減額です。これは、県の融資制度において、信用保証協会が代位弁済を行ったことにより生じた損失の一部を県が補償するものであり、代位弁済の金額が見込みを下回ったことから減額するものです。

同じくその下、4、中小企業融資制度利子補給の 1,889 万 6,000 円の減額です。これは、令和 2～3 年度に全国統一要件で貸付けが実行された新型コロナウイルス感染症対応資金——ゼロゼロ融資について、3 年間の利子補給を行うものであり、令和 5 年度より利子補給期間が随時終了していることに伴い、いわば利払いを回避するために、繰上償還を行う事業者が増加したことなどにより、減額するものです。

次に、一番下の（事項）小規模企業者等設備導入事業推進費について300万円の減額であります。これは、1、設備貸与機関損失補償の300万円の減額によるものですが、宮崎県産業振興機構が行う設備資金貸付事業について、事業者から機構への償還が予定どおり行われたことで、損失補償が生じなかったことによるものです。

7ページを御覧ください。

一番上の（事項）小規模事業対策費について、2億3,563万7,000円の増額であります。

主なものといたしまして、4の新規事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」2億4,233万円の増額につきましては、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

1つ飛ばしまして、（事項）中小商業活性化事業費について5億8,970万円の増額であります。このうち、2のプレミアム付商品券等発行事業におきましても、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

次に、その下の（事項）地域経済活性化支援事業費について2,535万2,000円の減額であります。このうち、2、事業承継・引継ぎ応援補助金の951万8,000円の減額です。

これは、第三者承継等に要する経費の補助を行う市町村への支援や、事業承継を契機とした後継者育成に係る取組を支援するものであり、各市町村の実施予定額が見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

その下、3、「中小企業再生支援強化事業」の1,377万8,000円の減額であります。これは、県内中小企業の経営改善計画及び再生計画の策定に要する経費を一部補助し、早期の計画策定を支援するものですが、補助金の交付申請額が見込みを下回ったことにより減額するものです。

最後に、一番下の（事項）新事業・新分野進

出支援事業費について530万3,000円の減額であります。

主なものといたしまして、2、「みやざき地域課題解決型起業支援事業」の528万円の減額です。これは、地域課題の解決を目的として起業を行う者へ起業支援金の支給等を行うものでありますが、採択者数が見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

それでは、新規事業・追加補正事業の詳細につきまして御説明いたします。

9ページを御覧ください。

新規事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」です。予算額は2億4,233万円、財源は国庫であります。

事業の目的ですが、中小企業・小規模事業者の生産性向上による「稼ぐ力」の強化や適正な価格転嫁を支援し、持続的な賃上げを後押しするものであります。

次に、事業の概要の（1）事業内容を御覧ください。

①の生産性向上等支援では、県内事業者が、商工団体等の伴走支援を受けながら「稼ぐ力」の強化を目的として、生産量増加に向けた設備導入や新商品開発など、生産性向上や新事業展開等に取り組むための経費を補助することとしております。

また、米印に記載のとおり、発注者側の立場から取引条件の適正化等に取り組むパートナーシップ構築宣言事業者に対しましては、物価高対策支援金として、さらに10万円を上乗せすることとしております。

また、②の広報にありますとおり、事業効果を高めるため、テレビCMやSNS広告等を活用し、事業の周知等を図ってまいります。

（2）の事業の仕組みにつきましては、①が

商工団体を通じた中小企業・小規模事業者への補助、②が民間企業への委託としております。

(3)の成果指標につきましては、本事業を活用し、前年同月と比較して、売上高が5%以上増加した事業者数を3分の2以上とするとともに、最低賃金を5%以上引き上げた事業者数を3分の1以上とすることを目標としております。

次に、10ページを御覧ください。

「プレミアム付商品券等発行事業」です。予算額は5億9,040万円、財源は国庫であります。

事業の目的ですが、継続する物価高の影響によって、地域経済や県民の暮らしは厳しい状況にあるため、市町村と連携してプレミアム付商品券等を発行することにより、県民の消費需要の喚起や消費の下支えを行うとともに、地域経済の回復を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、市町村が地域の実情に応じて行うプレミアム付商品券等の発行に係る経費の3分の1について、市町村に対して補助するものであります。

また、米印に記載のとおり、地元応援券などの県内に本社・本店がある事業者でのみ利用できる商品券等に加え、飲食業など、業界を限定した商品券等を合わせて市町村が発行する場合には、補助率を2分の1に引き上げることとしております。

(3)の成果指標につきましては、本事業のプレミアム分などによる消費喚起額を8億800万円とし、地域経済の回復が図られることを目標としております。

11ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました2つの事業の期間につきましては、いずれも令和6年度としておりますが、国の補正予算の関係により、事業

実施期間が不足することから、来年度へ繰り越した上で実施することとしております。

次に、12ページを御覧ください。

続きまして、小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

一番上の(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費について387万4,000円の増額であります。

右から2列目の説明及び事業名にありますとおり、主なものといたしましては、1、貸付事業の1,090万7,000円の増額です。これは、貸付金の繰上償還や前年度の貸付原資の執行残が確定したことにより、今年度の貸付原資となる歳入が増額となることから、その歳出見合い分を増額するものです。

その下、(事項名)元金を御覧ください。1,296万9,000円の減額であります。

1、高度化資金借入金元金償還の1,296万9,000円の減額ですが、これは、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還について、高度化資金借受者の条件変更が発生したことに伴い、減額するものです。

○山下委員長 ここで、傍聴希望がありますので、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円

滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、休憩前に続いて説明をお願いします。

○鍋島企業振興課長 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料13ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり2億746万3,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の額は17億8,987万9,000円となります。

その主な内容につきまして御説明いたします。14ページを御覧ください。

上から2段目、(目)工鉦業総務費(事項)職員費1,370万3,000円の減額ではありますが、これは、職員の育児休業取得などにより不要となった手当や共済費などを減額するものであります。

次に、その下の(目)工鉦業振興費(事項)新事業・新分野進出支援事業費923万円の減額であります。説明及び事業名欄にありますとおり、これは、新事業や新分野進出等に取り組む中小企業等を支援するために必要な経費であります。新技術開発や新事業創出のため、産学官グループ等による補助金の活用が予定を下回ったこと、また、補助金の額が確定したことに伴い減額するものでございます。

次の(事項)技術振興対策費416万1,000円の減額ではありますが、これは、工業技術センター及び食品開発センターにおける職務発明に係る特許出願料や弁理士との相談などに要する経費であり、出願の準備に時間を要し、出願に至らなかったこと、また、相談費用が見込みを下回っ

たことなどに伴い減額するものであります。

次に、(事項)産業集積対策費3億1,222万6,000円の増額であります。その主なものとしたしまして、説明及び事業名欄2の、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」1億174万2,000円の増額と、9、(2)の「特別高圧電気料金激変緩和事業(2月追加)」2億2,462万4,000円の増額であります。

これらは、エネルギーや原材料の高騰などの影響を受けております中小製造業などを支援するために増額をお願いするもので、補助額が確定したことなどに伴います。7の「東九州メディカルバレー構想拠点強化事業」145万1,000円の減額などと併せましてお願いしております。

増額となります2事業の詳細は、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

15ページを御覧ください。

(目)工業試験場費、一番上の(事項)工業技術センター総務管理費6,239万8,000円の減額ではありますが、その主なものとしたしまして、説明及び事業名欄5の「設備整備事業」5,426万1,000円の減額であります。これは、競輪やオートレースの業務を管理します公益財団法人JKAからの補助金を活用し、工業技術センターなどの機器類を整備しておりますが、JKAからの補助金額が確定いたしましたことから減額するものであります。

次の(事項)工業技術研究開発費703万4,000円の減額、一番下の(事項)食品開発センター研究開発費649万4,000円の減額につきましては、両センターの受託研究事業費が確定したことなどに伴い減額するものであります。

それでは、先ほど保留しておりました2事業につきまして、順に説明してまいります。

16ページを御覧ください。

まず、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」であります。予算額は1億174万2,000円、財源は宮崎再生基金となります。

事業の目的であります。電力や燃油などのエネルギーをはじめ、原材料の高騰により打撃を受けております県内ものづくり企業の省力化や自動化などの取組を後押しし、その影響を緩和しようとする事業となります。

この事業は、6月定例会におきましても予算措置をお願いし、企業の取組を支援してまいりました。今年1月に公表されました企業動向調査によりますと、製造業の業況は、昨年10～12月となる今期はマイナス1ポイントと前期からは改善しておりますけれども、次期1～3月の見通しがマイナス9ポイントとまだまだ厳しい状況でございます。このような状況を踏まえまして、改めてお願いしているところでございます。

事業の概要であります。①の事業内容は、県内ものづくり企業が行う省エネルギー・省コスト化につながる設備改修や生産ラインの自動化といった生産プロセスの改善のほか、将来を見据えた設備改善につきましても支援をいたします。補助率は2分の1以内、1,000万円を上限といたしまして、②の事業の仕組みにありますとおり、県が企業に直接補助いたします。

③の成果指標は、付加価値額が増加するよう企業を支援し、支援した企業のうち6社の付加価値額増加率、年率平均3%以上を目指します。

事業の期間は、令和6年度のみとなります。

続きまして、17ページを御覧ください。

「特別高圧電気料金激変緩和事業」であります。予算額は2億2,462万4,000円、財源は国庫となります。

この事業は、一昨年の6月及び11月と、昨年の6月定例会におきまして予算措置をお願いいたしました。国は令和6年8～10月に「酷暑乗り切り緊急支援事業」及び令和7年1～3月に「電気・ガス料金負担軽減支援事業」を実施しております。

その概要につきまして、18ページを御覧ください。

電力の需要は、主に一般家庭が利用する低圧電力、工場やオフィスビルなどが利用する高圧電力、大規模な工場やショッピングモールが利用する特別高圧電力に分けられます。

このうち低圧及び高圧電力につきましては、下の支援内容にありますとおり、国が直接電力会社に措置することで、令和6年8～10月と令和7年1～3月に、月ごとに1キロワットアワー当たり4～0.7円、電気料金の負担を軽減しております。

特別高圧電力を受電する中小企業者等への支援について、国は、交付金活用事業の支援メニューの一つに掲げ、その対応を都道府県に委ねており、本県では、中小企業等の実情を踏まえ、事業を実施しているところでございます。

17ページにお戻りください。

事業の概要であります。①の事業内容にありますとおり、対象は、県内に事業所を有する中小事業者や事業組合で、対象期間は、国に準じまして、令和6年8～10月と令和7年1～3月の使用分といたします。

補助額につきまして、令和6年8～9月使用分は、1キロワットアワー当たり1円以内、10月使用分は、同じく0.7円以内、また、令和7年1～2月使用分は、1キロワットアワー当たり0.7円以内、3月使用分は、同じく0.4円以内を、②の事業の仕組みにありますとおり県が

直接支援いたします。

(3)の成果指標は、支援を希望する中小企業等への支給率を100%とし、事業期間は令和6年度のみとなります。

19ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてでございます。表の上から2段目、ただいま御説明いたしました「特別高圧電気料金激変緩和事業」2億2,462万4,000円、また、3段目の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」1億174万2,000円につきましては、国の補正予算等の関係により、事業実施期間が不足いたしますので、令和7年度への繰越しをお願いするものでございます。

また、一番下の「工業技術センター設備改修事業」3,421万3,000円につきましては、現行の耐震基準に適合するよう、工業技術センターのエレベーター改修工事を行っておりますが、改修に要する期間を十分に確保するため、繰越しをお願いするものでございます。

○湯浅雇用労働政策課長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の20ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄にありますとおり2億7,336万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり13億9,348万3,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

(目)の2つ目、労働教育費の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費について229万円の減額であります。これは、説明及び事業名

の欄の4、「働きやすい職場「ひなたの極」強化事業」のうち、奨励金の給付実績がなかったことによる減額や、5の新規事業「賃上げにつながる職場環境整備支援事業」などに伴うものであります。

この新規事業につきましては、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

次に、22ページを御覧ください。

(目)職業訓練総務費の上から3列目の(事項)認定職業訓練費について890万4,000円の減額であります。これは、説明及び事業名の欄の1、認定職業訓練助成事業費補助金の分となります。

この事業は、認定職業訓練を行う職業訓練法人等に対して、運営費等を補助するものですが、開講コースの減などにより、国庫補助決定額が減額となったことに伴うものであります。

次に、23ページを御覧ください。

(目)職業訓練校費の(事項)県立産業技術専門校費について2億2,376万8,000円の減額であります。主なものとしましては、説明及び事業名の欄の9、「離職者等訓練事業」に係る1億7,411万4,000円の減額になります。これは、離職者の再就職に向けた各種職業訓練の実施に当たり、対象者が見込みを下回り、国庫補助決定額が減額となったことに伴うものであります。

それでは、新規事業の詳細につきまして御説明いたします。

24ページを御覧ください。

新規事業「賃上げにつながる職場環境整備支援事業」です。予算額は433万4,000円、財源は国庫であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、物価高騰の影響等を受ける県内企業における持続的賃上げの後押しや人材確保につなげるため、

企業の実践的な取組等への支援を行い、従業員の働き方・処遇改善や業務効率化など職場環境整備の促進を図ることとしております。

事業の内容ですが、働き方・処遇改善等企業支援は、最低賃金制度や賃上げにつながる各種助成金の活用等に係るセミナーの実施により、企業の理解を促進するとともに、専門家である社会保険労務士との個別相談による具体的・実践的な取組に係るアドバイスを実施することとしております。

成果指標ですが、セミナー参加企業数年間100企業と中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現を目標としております。

次に、繰越明許費の追加について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

当課からお願いしております繰越明許費は、先ほど御説明いたしました「賃上げにつながる職場環境整備支援事業」でありまして、国の補正予算の関係により事業実施期間が不足することにより、繰り越すものであります。

○児玉企業立地推進局長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の26ページを御覧ください。

当課の補正額は319万2,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は10億837万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

27ページを御覧ください。

(目) 工鉱業総務費の(事項) 職員費599万6,000円の減額であります。これは、人件費の執行残であります。

次に、(目) 工鉱業振興費の(事項) 企業誘致活動等対策費280万4,000円の増額であります。

内訳を御説明いたします。

説明及び事業名欄の1つ目、「情報収集整備事業」88万5,000円の減額ですが、これは、企業誘致活動に必要となります需用費ですとか、役務費等の執行残であります。

2つ目、新規事業「みやぎの未来を創る企業立地セミナー事業」であります。予算額は368万9,000円、財源は国庫であります。

事業の内容につきましては、28ページで御説明いたします。

新規事業「みやぎの未来を創る企業立地セミナー事業」です。

事業の目的であります。地方への進出を検討している誘致対象企業を対象としまして、セミナーを市町村と連携して実施し、立地に係る諸課題の解決策の提案ですとか、立地環境のPR等を行うことにより、本県への進出を後押しするものであります。

次に、事業の概要であります。

(1) 事業内容のとおり、本県に進出を検討している首都圏の企業等を対象とした課題解決型セミナーや企業間交流会を実施するものであります。

(3) の成果指標であります。当該事業によるセミナー参加企業数を100社、また新規企業立地件数を令和7～9年度で年30件としております。

事業期間は、令和6～9年度であります。

次に、当課の繰越明許費の追加についてでございます。

29ページを御覧ください。

当課からお願いしております繰越明許費は、2事業であります。

まず、「半導体関連企業誘致加速化事業」につきましては、事業主体におきまして事業が繰り

越しとなること、先ほど御説明いたしました、「みやぎの未来を創る企業立地セミナー事業」につきましては、国の補正予算の関係によりまして、事業実施期間が不足するため繰越しをするものであります。

○北薊観光推進課長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして8,307万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり17億1,845万2,000円となります。

このうち、一般会計につきましては、補正額7,379万9,000円の減額で、補正後の額は15億3,415万4,000円となっております。

特別会計につきましては、資料の中ほどにありますとおり、補正額927万9,000円の減額で、右から3列目の補正後の額は1億8,429万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

まず、一般会計についてであります。

資料の31ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項)観光交流基盤整備費690万2,000円の減額であります。主なものとしまして、説明及び事業名欄の1、「魅力あふれる観光地域づくり事業」280万円の減額であります。こちらは、県観光協会が実施する地域づくりのための体制整備費が見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の(事項)県外広報対策費3,984万2,000円の増額であります。主なものとしまして、説明及び事業名欄の2、新規事業「「行きたくなる

宮崎へ」ひなたの観光発信事業」であります。こちらは後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

次の(事項)国内観光宣伝事業費820万円の減額であります。これは、「教育旅行誘致・定着促進事業」において、本県で教育旅行を実施する学校に対する貸切バスの借り上げ費用等の助成が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

次の(事項)国際観光宣伝事業費5,088万円の減額であります。その主なものとしましては、説明及び事業名欄の2の「外国人個人観光客誘客事業」5,038万円の減額であります。こちらは、海外への情報発信や国際線を活用した誘客対策を実施するもので、今年度、台北線が再開されたところではありますが、再開時期が11月末からで便数も週1便であったことから、直行便を活用して本県へ送客を行う旅行会社への支援に係る経費などが見込みを下回ったことに伴い、減額するものであります。

それでは、新規事業の詳細につきまして御説明いたします。

資料の32ページを御覧ください。

新規事業「「行きたくなる宮崎へ」ひなたの観光発信事業」でございます。予算額は4,281万2,000円で、財源は国庫と一般財源でございます。

事業の目的であります。テレビやYouTubeなど様々なメディアやイベントを通じて宮崎の露出を増やし、本県の魅力を発信することにより、首都圏を中心とした大都市圏等における本県観光の認知度向上を図り、誘客につなげるものであります。

次に、事業の概要であります。 (1) 事業内容を御覧ください。

①発信力を持つテレビ番組等を活用したメディアプロモーションの展開に加え、②新宿コンネ等における著名人を起用した観光PRイベント等を開催することとしております。

事業の仕組みにつきましては、(2)に記載のとおり民間企業への委託でありまして、(3)の成果指標につきましては、本事業によるメディアへの露出効果について、広告換算額ベースで年6億円、また、既存の誘客施策と併せ本県の延べ宿泊者数を令和9年に465万人まで増加させることを目標としております。

また、この事業につきましては、次の資料33ページに記載のとおり、国の補正予算の関係により事業実施の期間が不足することから、来年度に全額繰り越した上で事業の実施期間を確保し、より効果的な事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特別会計についてであります。

資料の34ページを御覧ください。

まず、宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費の108万9,000円の減額であります。これは、先月まで営業しておりましたアイススケート場の冷却設備などの突発的な不具合に対応するための経費が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

次に、宮崎県営国民宿舎特別会計であります。

資料の35ページを御覧ください。

(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費の819万円の減額であります。主なものとしまして、説明及び事業名欄の3、火山活動の影響等による県道1号線の通行止めの際に指定管理者へ支払う収入減少補填補助金について、実績に伴う減額であります。

○渡邊スポーツランド推進課長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の36ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、左から3列目の欄になりますが4,867万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄になりますが6億6,708万3,000円となります。

主な補正内容ですが、37ページを御覧ください。

上から2つ目、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費1億2,048万4,000円の減額であります。主なものとしまして、説明及び事業名欄の2、「スポーツランドみやざき全県展開事業」530万円の減額であります。こちらは、大規模イベントや国内外の代表合宿の受入に伴う支援を行うものであり、合宿に要する経費が見込みを下回ったこと等による執行残を減額するものでございます。

次に、3の「屋外型トレーニングセンター管理運営事業」70万円の増額であります。こちらは、屋外型トレーニングセンターの管理運営経費のうち、電気利用料金の高騰に係る部分を、国の臨時交付金を活用して支援するものであります。

次に、4の「スポーツランドみやざき推進施設改良事業」9,129万4,000円の減額であります。こちらは、県総合運動公園内の木の花ドームの人工芝の高質化及びフィールドの凸凹を解消するための工事を、令和5年度から2か年かけて実施したものでありまして、その入札残等を減額するものであります。

次に、6の「市町村スポーツ施設等整備強化事業」1,500万円の減額であります。こちらは、市町村が実施するスポーツキャンプ・合宿の受

入れ施設等の環境整備に要する経費の補助ですが、その経費が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

次に、7の新規事業「スポーツツーリズムインバウンド強化事業」1,046万円であります。こちらは、国の新しい地方創生交付金を活用し要求させていただいているもので、後ほど、事業シートにて御説明いたします。

次に、8の「市町村スポーツ展開支援事業」1,500万円の減額であります。こちらは、市町村が実施する国スポ・障スポを契機としたスポーツ施設の利活用を促進するための整備を支援するものでありますが、補助申請を予定していた市町村において、本年度での予算措置が困難になったなどの理由から、申請辞退により、経費が見込みを下回ったことから減額するものであります。

38ページを御覧ください。

新規事業「スポーツツーリズムインバウンド強化事業」についてであります。

本事業は、韓国や台湾を対象に、サーフィンやサイクリングのスポーツを生かした誘客促進事業を実施するものであります。事業規模は1,046万円であり、財源は国庫と宮崎再生基金であります。

事業の目的についてですが、これらの事業の実施によりまして、インバウンド誘致を推進するものであります。

事業概要の(1)事業内容ですが、2つの事業を実施予定としております。

1つは、「サーフィン誘客促進事業」となります。これは、サーフィン人口が増加する韓国を対象に、現在、インフルエンサーなどを招聘し、SNS等によりサーフィン環境の発信に取り組んでおりますが、今回、旅行商品を造成すると

ともに、本県を訪れたサーファーが、安全・安心にサーフィンを楽しんでもらえるよう、サーフスポットに、注意喚起のため韓国語版の看板を設置するものです。

次に、「サイクリングツアー誘客促進事業」となります。これは、台湾からのサイクリストの誘客を図るため、旅行商品販売に向けたサイクリングツアーを試行するものとなります。

(3)の成果指標ですが、サーフィンをメインとした旅行商品の造成を1件、サイクリングツアーの実施を1回行うことを目標としております。

また、最終的には、関連施設等との相乗効果も併せ、外国人延べ宿泊者数を現状の年間11万6,000人泊から、令和9年までに、年間38万人泊まで増加させることを目標としております。

資料一番下の事業期間ですが、令和9年度まで実施させていただきたいと考えております。

また、今回の補正分につきましては、次の39ページに記載のとおり、全額の繰越しをお願いしております。今回お願いしております繰越しは、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することによるものでありまして、繰越しを御承認いただくことで実施期間を確保し、より効果的な事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○児玉国際・経済交流課長 常任委員会資料の40ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額のとおり1,113万1,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は9億5,754万7,000円となります。

それでは、主なものを説明いたします。

資料の41ページをお願いいたします。

まず、(事項)国際交流推進事業費の3の「多

文化共生地域づくり推進事業」の330万円の減額でございます。

この事業は、外国人住民と県民との共生社会づくりの普及啓発を行うものでありますが、嘱託職員の人数の減少に伴い委託料を減額するものでございます。

次に、5の「外国人材受入環境整備事業」の1,013万2,000円の減額でございます。

この事業は、国の交付金を財源に、日本語教育の体制整備や外国人サポートセンターの運営などを行うものでございますが、国の交付決定額が当初の見込みより減額されたことなどに伴い、委託料などを減額するものでございます。

次に、その下の6、「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念事業」の340万円の減額につきましては、旅費、需用費などの事務費が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

続きまして、(事項)の貿易促進費の2の「みやざき加工食品海外販路拡大支援事業」の414万3,000円の減額であります。

この事業は、加工食品の海外販路拡大を推進する事業であります。その事業の中で、商社機能を有する企業が、県内企業の商品を取りまとめ、戦略的に海外市場の販路開拓を支援するための補助事業につきまして、申請者が、見込みの3者を下回り1者となったことにより、補助金を減額するものでございます。

次に、(事項)県産品販路拡大推進事業費の1、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」の1,929万9,000円の増額でございます。これは、いわゆるふるさと納税の返礼品に要する事務経費でございますが、今年度は寄附に関するポータルサイトを増やすなどの取組によりまして、寄附金が増加する見込みであり、それに伴い委託料を増額するものでございます。

続きまして、その下2の新規事業「～焼酎を世界の宝に～宮崎の本格焼酎魅力発信事業」につきまして説明いたします。

次の資料42ページをお開きください。

予算額は3,296万8,000円をお願いしております。この事業は、目的にありますとおり、伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録の好機を生かし、国内外に向けた焼酎の新たな魅力発信の取組を通じまして、ファン拡大と需要創出につなげるものでございます。

(1)の事業内容は、①～③の3つの事業に取り組むことにしており、①の宮崎の本格焼酎魅力発信では、女性や若者、洋酒のファン層にターゲットを広げまして、焼酎の魅力に関するレクチャーや焼酎のカクテルベースとしての新たな飲み方を提案するイベント等を通じまして、国内外で新たなファン獲得などに取り組んでまいります。

また、②としまして、現在制作しております伝統的酒造りと宮崎焼酎の魅力を発信する「みやざき本格焼酎推し活ブック」をリニューアルするほか、これまで蓄積した焼酎カクテルのレシピ集を制作し、魅力発信のツールとして国内外に積極的に活用することとしております。

また、③としまして、焼酎の高付加価値化に取り組む蔵元に対しまして補助を行うことにしており、例えば、国際的なコンペティションに参加して受賞することによって付加価値を高める取組や、商品ラベルを改良する取組などを支援してまいりたいと考えております。

(3)の成果指標は記載のとおりでございます。

なお、この事業につきましては、次の43ページにありますとおり、国の補正予算等の関係により、繰越しをお願いしているところでござい

ます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○渡辺委員 御説明ありがとうございました。
資料17ページですが、県内企業のうち特別高圧で受電する中小企業に対する補助ということで予定されていますけれども、対象となる工場がどれくらいあるのか教えていただけないでしょうか。

○鍋島企業振興課長 特別高圧の補助事業は、これまで2回やっております。その中で工場につきましては増減があるんですけれども、一昨年6月に御承認いただいた分につきましては26件、工場に対して補助しております。また、この補助事業は一昨年11月に増額補正をしており、この分は23件、そして、昨年6月に御承認いただいた分につきましては20件です。これは直接九州電力から、特別高圧で受電しておられる企業ということで支援しているところでございます。

○渡辺委員 国のほうも高圧、低圧、一般家庭まで補助していて、来年度以降どうなるかは当然、国の政策もあると思うんです。一般家庭が厳しいのはもちろんですけれども、工場のほうもエネルギーコストというのは非常に深刻な状況ですので、来年度以降についても、基本的には国の政策に従うということでしょうか。

○鍋島企業振興課長 議員御指摘のとおり、国からの支援メニューがございまして、その支援メニューを行うか行わないかということにつきましては、各都道府県の考えということになっております。本県は厳しい状況がございしますので、もし国のほうから支援があれば、中小企業を支援するために、この事業ができたかと考えているところでございます。

○本田委員 資料28ページの企業誘致について、首都圏にある本県への進出検討企業とあるんですけれども、企業誘致は大変重要で、もちろん造成の具合とかいろいろあるとは思いますが、これはどのようにターゲットを絞って、進出企業等にアプローチされているのか教えてください。

○児玉企業立地推進局長 まず、宮崎県出身で東京のほうで活躍されている経営者の方、会社で勤務されている方、宮崎にゆかりのある方をいろいろ我々も把握しておりますし、宮崎県東京事務所で日頃から宮崎ゆかりの方の交流状況などを把握しております。そういった方にアプローチをしまして、セミナーの開催を御案内して、その中で地方に進出を考えておられる企業に向けて、いろんな情報発信や宮崎のPRをやっていこうと考えております。

○本田委員 宮崎ゆかりの方々を中心にとということなんですけれども、そのような企業が何社ぐらい——1回に100社を集めるなど、回数も含めて教えていただきたいなと思います。

○児玉企業立地推進局長 平成29年までこういったセミナーをやっております。その後、コロナ禍の関係で一旦開催を見送っていた期間があるんですが、平成29年までの実績でいきますと、約50～80社がセミナーに参加いただいているという状況であります。100社を目標にしていますけれども、そのあたりを目途に参加いただければありがたいと思っているところでございます。

○本田委員 回数は1回実施ということでございますか。

○児玉企業立地推進局長 今のところ1回を考えております。

○本田委員 ぜひとも人数を集めて、しっかり

やっただいて、企業誘致を推進していただくというなと思っています。よろしくお願いします。

もう一点ございまして、資料38ページなんですけれども、「サーフィン誘客促進事業」についてです。韓国からのサーフィンの誘客強化を図るということなんですけど、昨年からの取組をやられているかと思うんですけれども、これまでの韓国からのサーフィンの誘客実績があれば教えてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 現在、韓国からのサーフィン誘客の具体的な人数は不明なんですけれども、アジアナ航空の担当者にお伺いしたところ、現在、徐々に増えている印象にあるという話を聞いております。

今回、「宮崎ーソウル線」の増便ですとか、韓国のサーフィン人口増加をチャンスと捉えて、この事業を実施したいと考えているところです。

○本田委員 昨年、韓国を訪問させていただいて、*アジアナ航空とも話をしたんですけれども、サーフィンは危険だという話があって、全く盛り上がっている感じがなくて、ぜひとも今年の実績をしっかりと取っていただいて、ここに本当にお金を突っ込むべきかどうかも含め、しっかり御検討いただいたほうがいいと思っています。

注意喚起のため、こちらに看板を立てるということだと思うんですけれども、まずは来る方々がどれぐらいいるのかとか、そういうところをしっかりと把握した上でないと意味があるのかなと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 現在、事業としまして、韓国からインフルエンサーですとか、旅行会社のほうを招聘して、いろいろなSNS等での情報発信をお願いしているところでございます。来られた方々からのお話によりまして、

宮崎は波がよいですとか、アクセスがよいですとか、韓国の愛好家にも魅力的なスポットであるというような評価をいただいているところでございます。

○本田委員 非常に魅力があるので、ここを広めることは、非常に大切なことだと思うんですけれども、実際に費用対効果等を含めてしっかり検証いただいて、今後の取組をしていただきたいと思います。

○安田委員 資料28ページの企業立地のセミナーの件なんですけれども、この事業については分かりました。ただ、成果指標で令和7～9年に30件という目標を立てておりますが、課長も知っていると思うんですけれども、門川町や日向市が結構注目されているんじゃないかなと思っています。企業立地について門川町に要望しますと、なかなか造成する土地がないということで、門川町では企業立地のための土地を造成できないんですかと聞いたら、予算がないと言われるんです。そう考えると、県が力を入れて造成とか、国土強靱化とか、河川の砂とかを運んでいる最中、なかなか土捨て場がないというところで、何か連携して検討しないと、企業立地はしたいけれども、なかなか土地が見つからないというところがあります。セミナーを通じて、どのくらいの面積の土地が必要なのかとかいうところを、しっかりと市町村と連携してほしいなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○児玉企業立地推進局長 おっしゃるとおり、実際、工業団地を整備は、市町村をお願いしているんですけれども、それまでの適地調査や、地盤調査ですとか、水源調査などの事前の調査とか、そこに向かっての基本設計とか詳細設計

※17ページに訂正発言あり

については、我々もしっかり情報提供しながら、財政的な支援もメニューもありますので、門川町を含め市町村とはしっかり連携して取り組んでいますし、これからもしっかりやっていこうと思います。

あとは、立地する企業が製造業であればどういう面積の土地が必要なのかとか、こういった形状がいいのかとかは我々がしっかり企業から情報収集して、そこをしっかりと市町村におつなぎするということで、一緒に工業団地の造成については取り組んでまいります。

○安田委員 延岡市の商工会議所の会頭とか監事の副会頭と、いろいろな話をしますと、門川町は準工業地帯で立地が良いので、この辺を狙っているという企業が何か所かあるとのことでした。でも、門川町はなかなか予算がないから土地を造成できないので、そういうところをしっかりと連携してほしいと思っています。日向市と門川町をぜひよろしく願いいたします。

○本田委員 資料38ページの件で、訂正でございます。韓国のアシアナ航空を訪問したという話をしたんですけれども、多分ロッテだったと思うんですが、旅行会社にお邪魔したときにそういう話が出たということでございます。

○日高委員 資料38ページの関連ですけれども、こういった看板をつけられるんでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これまでも、マナーですとかルールについて、日本語で表記した看板設置はございました。今回設置する看板につきましては、例えばごみの持ち帰りですとか、駐車場利用時の注意点ですとか、こういったマナーとかルールについて注意喚起を行う予定でございます。これは県サーフィン連盟とも協議しながら設置したいと考えているところです。

○日高委員 韓国の方が来て、こういう看板があったらうれしいというような看板をつけていただいて、それをまた韓国のサーファーの方に広げていただくというのが誘致につながるのかなと思いますので、ぜひそういうことも検討していただきたいと思います。

次に、資料23ページなんですけれども、「離職者等訓練事業」の詳細を聞かせていただけないでしょうか。

○大衛県立産業技術専門校長 お尋ねの事業につきましては、離職されてハローワークで仕事を求めている方、求職中の方が仕事を探すに当たって、職業訓練を受講されることがあります。そういうことで受講されて、新たな知識であるとかスキルを習得あるいは資格を取得することにより、再就職につなげていくという取組でございます。

○日高委員 対象者はこういった方々になるんでしょうか。

○大衛県立産業技術専門校長 対象者は、ハローワークで求職届の申込みをされている方になります。

○日高委員 今、都会に行って離職される方が多いという話を聞いている中で、Uターンする絶好のチャンスだと思うんですね。この事業自体をぜひたくさんの方に知っていただくための取組をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大衛県立産業技術専門校長 一人でも多くの方に受講していただけるように、ポスターを作成しまして、県内市町村や関係機関に掲示していただいたり、ホームページ等で情報提供させていただいております。関係機関とも連携して、できるだけ事業について知っていただくような取組を考えてまいります。

○山下委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○塩田商工政策課長 資料の44ページを御覧ください。

価格転嫁に関するアンケート調査の結果について御報告いたします。

本調査は、県内企業等の価格転嫁の状況把握するため、令和6年9月25日～11月15日にかけて実施したものであり、272件の回答をいただいております。地区別と業種別の回答状況につきましては、それぞれグラフのとおりとなっております。

次に、45ページを御覧ください。

2の発注側企業との価格交渉の状況についてであります。こちらは、直近6か月間における発注側企業との価格交渉の状況をお示ししております。

1つ目の丸にありますとおり、発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらえたと回答した割合が47.5%であった一方で、2つ目の丸の発注側企業に協議を申し入れなかった、協議に応じてもらえなかった、取引価格を減額されたと回答した企業の割合も52.4%と半数を超えております。

このうち、発注量の減少や取引中止を恐れ、発注側企業に協議を申し入れなかったと回答した企業の割合は15.7%、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかったと回答した企業の割合も6.7%となっており、立場の弱い受注側企業の状況も分かるものとなっております。

このような現状を踏まえ、引き続き関係機関と連携の上、価格交渉の受入れや積極的な価格

交渉の実施について、広報等を通じた機運の醸成を図っていく必要があると考えております。

次に、46ページを御覧ください。

3の価格転嫁の状況であります。こちらは、直近6か月間におけるコスト上昇分を価格転嫁できた割合をお示ししております。

1つ目の丸にありますとおり、コスト上昇分を一部でも価格転嫁できていると回答した企業の割合は、一番上のグラフで赤囲みしておりますとおり62.8%であります。

コスト別で見ますと、その下の3つのグラフのとおり、最も割合が高かったのは、原材料費で63.9%。一方で、最も低かったのは、一番下のエネルギー費で46.5%となっております。

また、各グラフの一番右の青色部分になりますが、企業の中には、コストが上昇しているにもかかわらず逆に減額されたとの回答もありまして、労務費とエネルギー費でその割合が大きくなっております。

次に、47ページを御覧ください。

4のパートナーシップ構築宣言の実施状況・行政に期待する支援であります。

パートナーシップ構築宣言とは、米印で記載しておりますとおり、発注者が下請企業との望ましい取引慣行の遵守等について宣言を行うものでありますが、1つ目の丸にありますとおり、パートナーシップ構築宣言を行っていると回答した企業の割合は、僅か5.5%となっております。また、今後もパートナーシップ構築宣言を行わない理由として最も多いのは、内容がよく分からないため35.6%、次いで必要性・メリットが感じられないため30.5%となっております。

次に、3つ目の丸ですが、価格転嫁を進めるために行政に求める支援として最も多い回答は、生産性向上を目指した取組への支援で27.7%、

次いで価格アップに理解を求めるPR活動、セミナー開催で26.7%となっております。

次に、48ページを御覧ください。

回答企業の声であります。こちらは、価格転嫁に関し、企業の皆様よりいただいた御意見の中から一部を抜粋したものです。

まず、上の価格交渉についてであります。1つ目の丸にありますとおり、エビデンスがしっかりしていれば交渉に応じてもらえるという雰囲気になっており、助かっているといった声があった一方で、2つ目、そして3つ目の丸にありますとおり、エネルギー費と労務費はエビデンスの提示が難しく、交渉にまで至っていない。発注者から細かいエビデンスが求められるものの、実際は発注者が定めた金額にするしかないとの声もありました。

また、4つ目の丸にありますとおり、発注者側としても価格転嫁の必要性は理解するものの、実際は周辺企業の様子を伺いながら価格転嫁を検討するという姿勢の企業が大半だと思ふといった声もございました。

次に、下の行政への要望等であります。

1つ目の丸は、国や県の事業を活用した際のメリットが見えづらく、分かりやすくPRしてほしいといった声や、その下、行政には、企業が率先して適正な取引を行う姿勢を内外に示し、適切に価格転嫁することが、企業価値の向上や将来的な収益増につながっていくといった、積極的な価格転嫁を推進してほしいとの声もありました。

次に、49ページを御覧ください。

最後に、6の令和6年度における県の取組であります。

まず、(1)「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づく取組です。この協定は、令和5年8月

に、県や国、商工団体等で締結したものであり、現在19の参画団体と連携して3つの協定項目について取り組んでおります。

具体的な取組といたしましては、県内企業の現状を把握するためのアンケート調査の実施のほか、新聞広告やSNS広告など価格転嫁の理解を促進するための広報活動、価格交渉等を支援するための専門家派遣、価格転嫁促進セミナーの開催に取り組んでおります。

また、パートナーシップ構築宣言の宣言企業数は、3月3日時点で282社となっております。

さらには、先ほどのアンケート結果で行政に求める支援にありました、生産性向上を目指した取組への支援につきましては、(2)の「小規模事業者パワーアップ支援事業」において、294者に対して、販路拡大を目的とした商談会への参加や生産量増加に向けた設備導入等の支援に取り組んでおりますほか、(3)の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」では、35者に対してロボット導入や生産ラインの一元化等への支援を行っているところであります。

○児玉国際・経済交流課長 資料50ページを御覧ください。

「博多みやざき館KONNE」の移転オープンについて御説明いたします。

「博多みやざき館KONNE」につきましては、入居施設の閉店に伴い、昨年4月より営業を休止しておりましたけれども、このたび3月17日から移転オープンすることになりましたので、御報告いたします。

新たな所在地は、福岡市中心部の天神で、宮崎県福岡事務所にも大変近い場所となります。店舗面積は、1階が約3坪で物販を行い、2階のテラス部分は、飲食スペースとして活用する予定でございます。取扱商品は約150品目で加工

品が中心となりますが、焼酎なども提供する予定です。設置運営形態は、民間が設置し運営する民設・民営型となります。

今回の立地場所は、福岡中心部の大規模商業施設等が隣接する集客力が高い場所となりますので、PR効果も大変大きいものと考えております。

県としましても、設置運営者と連携を図りながら、物産・観光をはじめとする本県の情報発信を積極的に行ってまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○本田委員 資料44ページのアンケートの調査結果ですが、もちろん回答されるのは任意だと思いますが、アンケートをまかれた地区別の数と地区別の回答者数の比率というのは、適正なのかどうかを教えてください。

○塩田商工政策課長 アンケートの実施方法につきましては、県の電子申請システムを活用して行っておりまして、具体的にはアンケートのURLとかQRコードを書いたチラシをメールで商工会連合会を通じて、各商工会とか商工会議所、あと先ほど言いました参画企業——今19参画団体と一緒にあって取り組んでおりますので、そういったところを通じて、電子メールで回答をお願いをしたところでございます。実際、各商工会では、チラシを持って会員企業を回ってもらったりとか、メールベースで送ったりといった形でやっております。県内の中小企業が3万社ぐらいあるんですが、そのうち272社ということで、なかなか数としては回収できておりませんが、昨年度よりも徐々に増えてきてはいる状況でございます。県内の実態を把握するために、こういったアンケート調査にしっかり協力いただけるような取組というのは大事

になってくると思っております。

○本田委員 あと、業種別では製造業が多くて、農業・林業関係が少ないということで、どう見ても農業・林業からの御意見を多く集める必要があるんじゃないかと思うんですけれども、業種別の回答数内訳に対して、どういう見解を持っていられるか教えてください。

○塩田商工政策課長 基本的には商工会とか商工会議所を通じた形でアンケートをお願いしておりますので、なかなか農業サイドのほうの声の収集まではできていないといった状況がございます。

○本田委員 何かここを集められるような努力が必要なのかなと思ったので、よろしくお願いします。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、最後にその他で何かありませんか。

○安田委員 先ほど、その他報告事項で、価格転嫁に関するアンケート調査の結果について説明してもらいましたが、結構分かりやすくまとめられたなと思っています。賃上げにつながる職場の環境整備事業とかいろいろ出ているんですが、宮崎県内の中小企業で賃上げをなされている企業が、全体的に何%ぐらい上がっているのか分かれば教えてください。

○塩田商工政策課長 全体の企業の中で、何%の企業が賃上げを行ったかという質問でしょうか。少々お待ちください。

○安田委員 分からなければ、また後日でいいです。いろんな話を聞きますと、意外と賃上げが行われていないのかなというイメージがあって、中小企業にとって、厳しい時代を迎えているところがあります。賃上げのいろんな支援事

業がある一方で、意外と賃上げされていない企業もたくさんあるのかなと思ったところであります。また分かったら教えてください。

○外山委員 今の賃金関係ですけれども、ここ数年、理由もなく、社会の実情、経済の実情に関係なく最低賃金をとにかく上げろと言われてきました。けれども、ここに来てようやく、やはり地方の実情に応じた最低賃金の見直しも必要じゃないかと変わってきています。やたら1,500円だ、2,000円に上げろという掛け声だけではいけないと、少し報道が変わってきましたね。簡単に賃上げと言いますけれども、原資がないから上げられないんですよ。その実態を分かった上で行政も我々も対応しないと、ただ上げなさいじゃ、大変だと思います。こういう事業を通じて少しでも啓発することは大事なことですから、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

○山下委員長 ここで先ほど安田委員から資料要求がありました件についてお諮りします。資料は全員へ提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 では、そのようにお願いいたします。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時34分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いします。

○桑畑県土整備部長 説明に入ります前に、お礼を申し上げます。昨年12月15日、都城市で開催いたしました大淀川の大岩田遊水池・金田地区引堤事業の着工式におきましては、当委員会から今村副委員長に御出席いただきました。

また、先月15日に都城市で開催いたしました都城志布志道路、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の開通式には山下委員長、今村副委員長に御出席いただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

次に、御報告を申し上げます。

令和元年から整備を進めてまいりました細島港の第16号岸壁が完成し、1月20日から国内向けの取扱いを開始いたしております。また、現在、国外向けの手続も進めているところでございます。

今回の整備によりまして、さらなる貨物量の増加に対応できることとなりました。県北地域の林業や物流の一層の活性化につながると期待いたしております。

今後とも、港湾の整備を進めてまいりますので、引き続き、議会の皆様には御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料にて説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次をお願いいたします。

まず、Ⅰの予算議案では、議案第70号の一般会計補正予算案ほか2件についてお願いしております。

次に、Ⅱの特別議案では、建築基準法施行条例の一部を改正する条例ほか8件について説明させていただきます。

次に、Ⅲの報告事項では、損害賠償額を定め

たことについて御報告いたします。

最後に、Ⅳ、その他報告事項としまして、「細島港港湾脱炭素化推進計画の策定について」ほか 1 件について御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員長 次に、予算議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○鬼塚管理課長 県土整備部の 2 月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の 3 ページを御覧ください。

令和 6 年度 2 月補正予算一覧でございます。部総括表の太線で囲んだ部分、E の欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせた 2 月補正額は 88 億 411 万 1,000 円の減額であります。その結果、2 月補正後の予算額は、その右の F の欄の一番下にありますとおり 1,033 億 5,177 万 3,000 円となります。

4 ページを御覧ください。

(1) の補助公共・交付金事業であります。

補正額は、表の真ん中、太線で囲んでおります E の欄の一番下にありますとおり 114 億 7,940 万円の減額でございまして、内容といたしましては、国庫補助決定に伴うものであります。

5 ページを御覧ください。

(2) の直轄事業負担金でございます。

補正額は、太線で囲んでおります D の欄の一番下にありますとおり 22 億 5,811 万 1,000 円の増額でありまして、国が実施する道路や河川などの事業費の確定に伴うものであります。

次に、6 ページを御覧ください。

(3) の災害復旧事業でございます。

補正額は、太線で囲んでおります D の欄の一

番下にありますとおり 14 億 3,212 万 8,000 円の増額でありまして、災害復旧事業の国庫補助決定などに伴うものであります。

次に、7 ページを御覧ください。

これは、補正予算の金額を課ごとに集計したものでございます。

次に、8 ページを御覧ください。

繰越明許費補正集計表であります。太線で囲んでおります 2 月議会申請分が今回の申請額でございまして、追加と変更（増額）合わせまして 214 億 6,898 万 4,000 円の増額をお願いしております。

次に、9 ページを御覧ください。

このページから 10 ページが、繰越明許費補正の追加の内訳であります。公共用地取得事業をはじめ次のページまでの 16 事業で 12 億 8,626 万 5,000 円をお願いしております。

次に、11 ページを御覧ください。

このページから 14 ページが、繰越明許費補正の変更の内訳でございます。道路橋梁調査事業をはじめ、14 ページまでの 201 億 8,271 万 9,000 円の増額をお願いしております。

次に、15 ページを御覧ください。

議案第 82 号「令和 6 年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）」の繰越明許費補正の追加でございます。2 事業で 3 億 2,895 万 7,000 円をお願いしております。

次に、16 ページを御覧ください。

議案第 83 号「令和 6 年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」の繰越明許費補正の追加と変更であります。追加では、5 事業で 3 億 8,570 万円、変更では、1 事業で 1,500 万円の増額をお願いしております。

次の 17～47 ページが、各課の補正予算説明資料になります。

詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させていただきます。

県土整備部の補正予算の概要は以上でございます。

続きまして、管理課の令和6年度2月補正予算について御説明いたします。

資料の17ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は、一番上の行、管理課計の左から2列目の補正額の欄ですが2億4,498万4,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は19億4,548万2,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

表の1段目の(事項)職員費であります。補正額は1億9,398万3,000円の減額で、これは人件費の執行残等によるものであります。

次に、2段目の(事項)建設技術センター費であります。補正額は4,140万3,000円の減額で、これは、建設技術センターの空調設備更新工事費や屋上防水工事設計費の入札に伴う執行残等によるものであります。

次に、表の一番下の(事項)建設業指導費がありますが、補正額は890万9,000円の減額で、これは、建設業許可、経営事項審査等に要する経費の執行残によるものであります。

○前村用地対策課長 資料の19ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で1億780万2,000円、公共用地取得事業特別会計で1億2,407万8,000円、合わせまして2億3,188万円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が4億6,774万7,000円、特別会計が7億2,299万4,000円であり、合わせ

まして11億9,074万1,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。

土木総務費の2段目の(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費でありまして、委員会が収用裁決に当たって行う参考人への意見聴取や専門家による不動産鑑定等に要する費用等の執行残で、1,337万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)特別会計繰出金です。こちらは、公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から特別会計への繰出金で、事業費が確定したことによる8,705万6,000円の減額であります。

次に、21ページを御覧ください。

特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費であります。これは、九州中央道五ヶ瀬高千穂道路等の先行取得などに要する経費で、先行取得に要する事業費等が確定したこと、また、先行取得用地の引渡しに伴う一般会計への繰出金が確定したことによる1億2,407万8,000円の減額であります。

○植村技術企画課長 委員会資料の22ページを御覧ください。

当課の補正予算額は3,202万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は4億6,267万5,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

表の2段目の(事項)土木工事積算管理検査対策費において、労務調査や建設資材単価調査などの委託料等の執行残に伴い686万2,000円を

減額するものであります。

次に、表の4段目の(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費であります。これは、電子入札等システム改修経費等の委託料の執行残に伴い、544万円の減額をお願いするものであります。

最後に、表の一番下の(事項)インフラDX推進事業費であります。これは、建設事業を進める一連の流れである測量、設計、施工、維持管理の各段階で3次元モデルを活用するBIM/CIMの推進に要する経費のうち、使用料及び賃借料の執行残により100万円の減額をお願いするものであります。

○田中道路建設課長 資料の24ページを御覧ください。

当課の補正予算額は21億6,224万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は247億2,191万円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

(目)道路橋梁総務費の(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国が実施する道路事業に対する負担金であり、国の事業費の確定による5,673万9,000円の増額であります。

次に、中ほどの(目)道路新設改良費の1段目の(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業であり、国庫補助決定による22億998万4,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)道路建設受託事業費であります。これは、新富町から受託した東九州自動車道新富スマートインターチェンジに関する埋蔵文化財調査を行う事業などでありまして、受託事業費の決定による900万円の減額であ

ります。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の26ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目にありますとおり、42億8,126万5,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は201億1,647万1,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

27ページを御覧ください。

(目)道路橋梁総務費の2段目の(事項)道路管理費であります。これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳修正業務の執行残などによる3,120万7,000円の減額であります。

次に、中ほどの(目)道路維持費の一番上の(事項)公共道路維持事業費であります。これは、橋梁・トンネル等の点検・補修や交通安全施設の整備などを行う事業でありまして、国庫補助決定等による42億2,202万6,000円の減額であります。

その下の(事項)道路受託事業費は、道路の無電柱化工事に伴う受託を行うものでありまして、受託事業費の決定による658万5,000円の減額であります。

○和田河川課長 委員会資料28ページを御覧ください。

当課の補正予算は3億6,599万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は285億4,821万4,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明します。

29ページを御覧ください。

上から4段目の(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けてダムの

老朽化対策や貯水池の保全などを行う事業であり、国庫補助決定により 6 億 52 万 7,000 円の減額であります。

31 ページを御覧ください。

上から 2 段目の (事項) 公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて、河道掘削や堤防の整備などの河川改修を行う事業であり、国庫補助決定により 26 億 5,267 万 9,000 円の減額であります。

次に、2 つ下の (事項) 直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する河川改修等に対する県の負担金であり、事業費の確定により 5 億 167 万 4,000 円の増額であります。

次に、一番下の (事項) 公共土木災害復旧費であります。これは、国の補助を受けて、公共土木施設の災害復旧を行う事業であり、国庫補助決定により 21 億 2,579 万 4,000 円の増額であります。

32 ページを御覧ください。

一番下の (事項) 直轄災害復旧事業負担金であります。これは、国が実施する災害復旧に対する県の負担金であり、事業費の確定により 5 億 2,657 万 7,000 円の増額であります。

○小倉砂防課長 委員会資料の 33 ページを御覧ください。

当課の補正予算額は 3 億 6,256 万 5,000 円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は 80 億 3,940 万 8,000 円となります。

続きまして、補正の内容について主なものを御説明いたします。

34 ページを御覧ください。

まず、上から 2 段目の (事項) 公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流において、砂防堰堤などの整備を行ったり、地滑りのおそれのある箇所において対策工事を

行う事業であります。国庫補助決定に伴い 2 億 8,252 万 4,000 円の減額であります。

次に、その下の (事項) 公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれのある箇所での擁壁工やのり面工等の整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴い 9,114 万 3,000 円の減額であります。

次に、その下の (事項) 直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴い 2,473 万 3,000 円の増額であります。

○岩切港湾課長 資料の 35 ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で 13 億 5,335 万 5,000 円、港湾整備事業特別会計で 1 億 1,969 万 2,000 円、合わせまして 14 億 7,304 万 7,000 円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が 50 億 1,137 万 5,000 円、港湾整備事業特別会計が 12 億 8,739 万 5,000 円、合わせまして 62 億 9,877 万円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

37 ページを御覧ください。

上から 2 段目の (事項) 空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定による 2 億 8,641 万 2,000 円の減額であります。

次に、6 つ下の (事項) 直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。直轄事業費の確定により 2 億 3,520 万円の増額であります。

次に、2つ下の(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、国庫補助・交付金事業により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。国庫補助決定により6億750万円の減額であります。

次に、1つ下の(事項)港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費であります。所用見込み額の減により6億4,549万円の減額であります。

一般会計については以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)細島港整備事業費であります。これは、細島港の港湾機能施設整備に要する経費であります。国の直轄事業の進捗に合わせて1億円の減額であります。

○山下委員長 ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。

間もなく正午となりますので、暫時休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、午後の委員会は1時からといたしますので、よろしく御願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時58分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に6名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は

受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、委員会を継続したいと思います。執行部の説明を続けてお願いいたします。

○松田都市計画課長 当課の補正予算について御説明します。

委員会資料の39ページを御覧ください。

当課の補正予算額は5億8,881万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は54億7,144万2,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。

40ページを御覧ください。

上から4番目の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費であります。これは、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するための経費などですが、屋外広告物監視員の人件費の執行残などに伴う276万8,000円の減額であります。

次に、その2つ下の(事項)公共街路事業費であります。これは、街路の整備を行うものでありますが、国庫補助決定に伴う3億90万円の減額であります。

次に、その1つ下の(事項)公共都市公園事業費であります。これは、老朽化した都市公園施設の更新などを行うものでありますが、こちらも国庫補助決定などに伴う2億5,200万円の減額であります。

○松田建築住宅課長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の41ページを御覧ください。

補正予算額は2億3,479万7,000円の減額をお

願っております。その結果、補正後の予算額は21億5,144万9,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

42ページを御覧ください。

(目) 建築指導費の上から3段目の(事項) 建築物防災対策費であります。主なものとして、右側の事業名を御覧いただきたいんですけども、3の木造住宅等耐震化支援事業において873万5,000円の減額となっております。これにつきましては、能登半島地震や本県での8月の日向灘沖で発生した地震、また、メディア等でこれまで以上に啓発を図ったことなどにより、相談件数や問合せが増え、耐震診断や耐震改修の申込みが増えることを見込み、補正予算を認めてもらい対応してきましたが、耐震診断件数は、当初見込みより約3倍と実績が大きく伸びたものの、耐震改修工事は、当初見込みより約1割増と伸びず、全体として見込みより実績が下回ったことなどによります。

次に、下から2段目の(目) 住宅管理費の(事項) 県営住宅管理費であります。これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、維持修繕費や事務費の執行残等による1,393万2,000円の減額であります。

次に、(目) 住宅建設費の(事項) 公共県営住宅建設事業費であります。これは、国庫補助決定等による1億8,761万5,000円の減額であります。

○下温湯営繕課長 委員会資料の44ページを御覧ください。

当課の補正予算額は2,021万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は3億2,040万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたし

ます。

45ページを御覧ください。

一番上の(事項) 職員費であります。補正額は1,606万8,000円の減額であり、これは、人件費の執行残等によるものであります。

○栗山高速道対策局長 資料の46ページを御覧ください。

当局の補正予算額につきましては11億9,372万2,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては40億8,480万7,000円となります。

以下、主な補正の内容につきまして御説明いたします。

47ページを御覧ください。

上から3段目の(事項) 高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは、国が事業主体となる高速道路に関する直轄事業に対する県の負担金として、国の事業費確定により11億9,960万の増額となっております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○日高委員 資料32ページなんですけれども、直轄災害復旧事業負担金が大きく増額している理由を説明していただけますでしょうか。

○和田河川課長 直轄災害復旧事業負担金の増額についてであります。こちらは、国の直轄の災害復旧事業に対する負担金なんですけど、昨年の8月の日向灘地震で国道220号で落石があって通行止めが結構続いていたかと思えますけれども、その災害復旧事業に要する費用ということで増額となっております。

○日高委員 資料27ページの公共道路維持事業費なんですけれども、減額がとても大きいわけですが、しっかり道路を維持することができるのでしょうか。少し心配なので質問させていた

できます。

○**椎葉道路保全課長** これは国庫補助事業の補正予算に係る要望に対して、内示が小さかったというところの減額となっております。とは言いつつ、近年では大きな補正予算を国のほうから頂いたところであります。しっかり優先順位を決めて、必要なところで工事をやっていきたいと思っております。

○**日高委員** 国のほうにもしっかりと要望していくようにお願いします。

○**本田委員** 資料42ページなのですが、建築物防災対策費というところで、「木造住宅等耐震化支援事業」の補正減額が800万円となっています。診断は進んだけれども、実際の耐震化が進んでいないというような認識でいいのか、耐震化の予定が、目標からそれだけ遅れてきているのかということをお聞かせください。

○**松田建築住宅課長** この事業につきましては、まずは診断を多くしていただくというのが一つの目的でございます。また、耐震改修につきましては費用も多くかかりますので、利用者の方もいろいろ検討しながら進めていただくということで、スピード感としては少し緩いのかなと思っております。

また、耐震化の進捗につきましては、耐震診断が多くされて、その後のステップとして耐震改修工事が速やかに進むことを我々としてはサポートしていきたいと思っております。進捗率としては、まだ緩やかな上りですけれども、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○**本田委員** そうすると、診断は進んでいるけれども、実際には施工が遅れているので、そこに今後注力をしていかなくはいけないという認識でよろしいでしょうか。

○**松田建築住宅課長** 委員のおっしゃるとおり、

耐震診断もまだまだ残っておりますけれども、耐震改修が進むように、いろいろと工夫しながら進めてまいりたいと思っております。

○**外山委員** 非常に基本的なことですが、先ほど日高委員が質問しましたが、公共道路維持事業費の40億円の減額は、国からの補助の内示が出なかったという考え方ですか。例えば100億円要求しておいて、60億円しか内示が来なかったの、40億円が組めず、その分の工事ができていないという考え方で合っていますか。

○**椎葉道路保全課長** 委員のおっしゃるとおりでございます。国に対して、道路事業の要望を補正予算でしたところでありまして、それに対しての内示が、要望に対して少なかったということになります。

○**外山委員** その分が40億円の減額ということですね。ということは、予算上の40億円分の工事ができていないと解釈していいんですか。

○**椎葉道路保全課長** そのとおりでございます。

○**外山委員** できなかった工事は繰り越して、翌年度には事業化するんですか。

○**椎葉道路保全課長** とは言いつつ、幅広く要望させていただいておりまして、最低限必要な額は確保できていると考えております。

○**外山委員** 言葉は悪いけれども、少しは国のほうに多めに要求しておいて、事業によっては減額もあり得るという想定があるのですか。

○**椎葉道路保全課長** そのとおりでございます。

○**山下委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、次に特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**松田建築住宅課長** 資料の48ページを御覧く

ださい。

議案第92号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由は、都市計画法の規定に基づき、準都市計画区域の指定を行うこととしており、これに伴いまして建築基準法において都市計画区域と同様に規定が適用されることから、所要の改正を行うものであります。

ここで、準都市計画区域について説明いたします。

49ページの参考資料を御覧ください。

初めに、右のイメージ図で区域について説明いたします。いわゆる線引き都市計画区域では、市街化区域と中ほどにあります市街化調整区域で都市計画区域が形成されます。そこから外れた上のほうにつきましては都市計画区域外となりますが、将来の状況を鑑みまして、その都市計画区域外の一定の区域を準都市計画区域に指定できます。図では左上の赤で丸く囲んだ区域が指定のイメージとなります。

左側に移りまして、(1)の準都市計画区域についてですが、都市計画区域外の区域で相当数の建築や敷地の造成が行われた場合に、将来における一体の都市としての整備や開発、保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができます。

(2)の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてですが、都市計画区域マスタープランにおいて、市街化が進行し、土地利用の混乱が懸念される場合には、他法令や関係市町村との調整を図った上で、準都市計画区域の指定等を検討することとしております。

下の表を御覧ください。都市計画区域と準都市計画区域の違いを示しております。

表の左側、都市計画区域は都市として一体的

に整備、開発及び保全する区域となっており、制度としましては、土地利用の規制や誘導を行うほか、道路や公園といった都市施設の都市計画決定、土地区画整理事業等の事業を行うものです。

一方、表の右側の準都市計画区域は、道路や公園など、都市として積極的な整備・開発は行わず、土地利用の整序や環境の保全を行う区域となっております。

この準都市計画区域が指定された場合、建築法令上でも土地利用の規制や誘導を図る必要があることから、今回、この区域の指定に先立ち、条例改正を行うものであります。

なお、準都市計画区域の具体的な指定の内容につきましては、その他報告事項で都市計画課より御説明いたします。

48ページにお戻りください。

2の改正の内容は、建築物の敷地等と道路の関係についての規定の適用区域を、現在の「都市計画区域内」から「都市計画区域及び準都市計画区域内」に改正するものであります。

3の施行期日は、公布の日からであります。

○田中道路建設課長 委員会資料50ページを御覧ください。

議案第93号であります。これは、国道447号、真幸工区で施工する、真幸トンネル工事(2工区)に関する工事請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、えびの市大字内堅で実施している道路改良事業で、延長が3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費約205億円の工事であります。

次に、2の工事概要であります。

51ページを御覧ください。

中央に平面図、左下にトンネルの断面図を示しております。

トンネルの全体延長は2,354メートルで、このうち、宮崎県側が1,842メートルであり、現在青色で示しているえびの市側から延長850メートルの工事を実施中です。

今回、工事請負契約の締結を行うのは、その続きとなる赤色で示している延長992メートルの工事であります。

50ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は71億684万4,536円、契約の相手方は、前田・坂下・工藤特定建設工事共同企業体、工期は、契約発効の日から令和10年10月31日までであります。

○和田河川課長 委員会資料52ページを御覧ください。

議案第94号、ダムメンテナンス事業、松尾ダム左岸小門開閉装置更新工事の請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

松尾ダムは、一級河川小丸川の上流である木城町中之又にあります。

次に、2の工事概要であります。

53ページを御覧ください。

上の図がダムの平面図、右の写真はダムを下流から見た写真で、青矢印が小丸川の流れる方向です。

右下の写真を御覧ください。ダムの上側を拡大したのですが、松尾ダムには10基の水門があり、中央の2つを大門、左右4基ずつを小門と呼んでおります。写真右側、小門4基の上の部分、赤線で囲んでいる設備になりますが、今回の工事で更新する開閉装置となっております。

左の写真が現在の開閉装置で、ワイヤーロープの緩みやギアの摩耗等、経年的な劣化が確認されていることから、今回、長寿命化計画に基づく施設の更新を行い、ダム機能の信頼性向上を図るものです。

52ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は4億8,124万1,860円、契約の相手方は、豊国工業株式会社、工期は、契約発効の日から令和9年6月30日までであります。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の54ページを御覧ください。

議案第96号を御説明いたします。

令和4年9月の台風第14号により被災しました国道327号野地工区の道路災害復旧工事その1に関する工事請負契約の変更であります。

1の事業概要であります。

当工区は、東臼杵郡椎葉村大字松尾で実施しております国道327号の災害復旧事業でありまして、全体延長が86メートル、幅員が3.5～5メートル、全体事業費が約11億円であります。

右下の写真にありますように、これまで工事区間を2つに分割し施工してきており、今回説明いたします工事は、右側の赤色で旗揚げしている「その1工事」であります。

この野地工区につきましては、令和5年2月から災害復旧工事を実施してきましたが、令和5年8月の台風第6号の影響により、「その2工事」の上部の斜面が黄色点線で囲んでいるとおり、崩壊したところでございます。

崩壊した斜面への対応については、現在、詳細設計等を進めているところであり、引き続き専門家や国と協議を行い、災害復旧事業として取り組む予定であります。

次に、2の工事概要であります。

本工事の復旧延長は47メートル、幅員が3.6～5メートル、アンカー付鋼管土留め擁壁工により復旧する工事であります。

55ページに平面図、断面図を記載しております。

アンカー付鋼管土留め擁壁工は、下の断面図のように、打ち込んだ鋼管ぐいを背面の地山にアンカーで固定する復旧工法であります。

54ページに戻っていただきまして、3の工事請負契約の概要であります。契約金額は6億7,086万6,996円、変更契約の金額が7億6,226万3,284円で、9,139万6,288円の増額であります。

契約の相手方は、旭建設株式会社で、工期は、令和5年3月14日～令和7年3月25日であります。

4の変更理由であります。

令和5年8月の台風第6号の影響を受け、くいの施工計画の変更に伴う作業構台の追加等及び既設構造物の取壊し工法の変更などによる請負代金額の変更であります。

次に、変更理由の主なものについて御説明いたします。

56ページを御覧ください。

くいの施工計画の変更に伴う作業構台の追加等についてでございます。「その1工事」については、当初、先行して工事を進めていた「その2工事」に引き続き、椎葉村中心部側から日向市側に向けて施工を行う予定でしたが、先ほど御説明したとおり、令和5年8月の台風第6号の影響により、「その2工事」の上部の斜面が崩壊しました。このため、椎葉村中心部側からの施工が困難となり、施工計画を変更し、日向市側から施工を進めることといたしました。

日向市側から施工を進めるに当たっては、道路幅員が狭く、くいを施工する際に必要となる

大型クレーンを設置する十分な広さのヤードがないことから、作業構台の設置等が新たに必要となり、その追加費用の増額をお願いするものであります。

次に、57ページを御覧ください。

既設構造物の取壊し工法の変更についてでございます。被災したコンクリート擁壁等の既設構造物の撤去につきましては、当初、工事用道路を設置し、現地で大型ブレーカーで破碎した上で、工事用道路を利用し処分場へ搬出する予定でしたが、斜面の崩壊に伴い工事用道路の設置が困難となり、取壊し工法の変更が生じたものです。

変更した作業工程としましては、下のフロー図にありますとおり、まず、静的破碎剤を用いて一次破碎を行い、次に、破碎されたコンクリート殻をクレーンを用いて路上に引き上げ、二次破碎を行うヤードまで搬出いたします。その後、大型ブレーカーで運搬できる大きさまで二次破碎を行い、小割した上で処分場へと搬出することとしており、取壊し工法の変更に伴う費用増額をお願いするものであります。

○田中道路建設課長 委員会資料の58ページを御覧ください。

議案第97号であります。これは、国道448号石波工区で施工する（仮称）石波トンネル工事（2工区）の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、串間市大字市木で実施している道路改良事業で延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費約170億円の工事であります。

次に、2の工事概要であります。

59ページを御覧ください。

中央に平面図と中央下にトンネル標準断面図を示しております。トンネルの全体延長は2,555メートルで、当工事は、赤色で示している日南市側から施工する延長1,044メートルのトンネル工事であります。

58ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が62億7,935万9,016円、変更金額が63億6,483万2,327円で、8,547万3,311円の増額変更となっております。

契約の相手方は、前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日～令和7年10月31日であります。

4の変更理由であります。

トンネル坑内の可燃性ガスを継続して換気するための費用の追加及び工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正などによる請負代金額の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。

まず、60ページを御覧ください。

トンネル坑内の可燃性ガスを継続して換気するための費用の追加であります。当初、トンネル坑内では、作業に伴う粉じん対策として、作業中のみ稼働させる換気設備を設置しておりましたが、可燃性ガスであるメタンガスの発生が確認されたことから爆発のおそれがあるとして、換気設備の機能を増強し、常時換気を行ってきました。

常時換気の方法といたしましては、中央に示す換気設備概要図及び写真のとおり、トンネル坑口付近に設置している青色の送風機及び緑色の送風管によりトンネル坑内へ風を送り、換気を行っております。

今回、トンネル坑内の作業が終わったことにより、粉じん対策としての機能は不要となりま

したが、現在もガスが検出されており、ガスの滞留を防ぐためには、工事完了後の現場休止期間も継続して換気を行う必要があることから、現在リースで設置している送風管等の買取りや粉じん対策の機能が不要になったことに伴う送風機の規格変更に要する費用を追加し、継続して常時換気を行うものです。

次に、61ページを御覧ください。

工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正による変更であります。

県では、夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、現場管理費の補正を実施しております。

対象は中央を黒い枠で囲んでありますが、1のとおり、主たる工種が屋外作業である工事を対象とし、補正方法としましては、2のとおり、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算いたします。また、補正は変更契約において行うこととしております。

補正値の計算は赤色で示すとおり、真夏日率に補正係数を乗じて算出いたします。真夏日率は、①のとおり、工事期間中の真夏日の日数を工期日数で割って算出いたします。

真夏日につきましては、②のとおり、日最高気温が摂氏30度以上となった日数としておりますが、例外といたしまして、令和2年7月1日～令和5年5月7日の間は、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の観点から、28度以上となった日数としております。

③の補正係数は、国の規定に準じて1.2としております。

今回の工事におけます補正値の算出結果は、下段に赤色で示しております0.26%となり、これを現場管理費率に加算するものであります。

議案第97号につきましては以上であります。

続きまして、62ページを御覧ください。

議案第98号であります。これは、主要地方道竹田五ヶ瀬線、波帰之瀬工区で施工する(仮称)波帰之瀬橋橋梁下部工(P2)工事の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区では、右の位置図に示すとおり、西臼杵郡高千穂町と五ヶ瀬町を南北に縦断する区間において、幅員が狭く、線形も悪い区間の解消を目指して、バイパス整備を進めております。工区の全体延長は1,420メートル、車道幅員は5.5メートル、全幅は7メートル、全体事業費が約70億円であります。

2の工事概要であります。

63ページを御覧ください。

上段の平面図を御覧ください。波帰之瀬橋につきましては、高千穂町と五ヶ瀬町の境を流れる五ヶ瀬川に架かる412メートルの橋であります。

下段の側面図を御覧ください。本工事は、赤着色しているP2橋脚の工事で高さが48メートル、基礎形式は、深礎ぐい基礎で直径13.5メートル、長さ16.5メートルであります。

62ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が11億5,830万円、変更後の金額が12億1,476万4,480円で、5,646万4,480円の増額であります。契約の相手方は、山崎・松澤・あさひ特定建設工事共同企業体で、工期は、令和4年12月7日～令和8年7月31日であります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用及び深礎ぐいの変更等により、請負代金額の変更を行うものであり、その主な内容につきまして御説明いたし

ます。

64ページを御覧ください。

インフレスライドによる変更であります。インフレスライドは、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項に規定されており、その内容につきましては、インフレーション等による賃金などの急激な変動に対応するため、受注者は請負代金額の変更を請求することができるとするものです。

県におきましては、黒枠で囲んでおりますが、令和5年2月と令和6年2月にそれぞれ受注者に対し通知しており、今回は、令和5年3月1日と令和6年3月1日の新単価を適用するものであります。

なお、インフレスライドが適用される条件は、黒枠内下段、適用条件にあるとおり、受注者からインフレスライドの請求があった基準日以降に残工事の工期が2か月以上あり、新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加することとなっております。

当工事では、基準日が、下段にオレンジ色で示しております令和5年4月3日と緑色で示しております令和6年3月1日となっており、それぞれの残工期が、下のほうに旗揚げしているとおり3年4か月と2年5か月あります。新単価適用後の残工事の請負額が、1回目の令和5年4月3日以降で2.3%増、2回目の令和6年3月1日以降で2.2%増となったことから、インフレスライドの対象といたしまして、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、65ページを御覧ください。

湧水発生による深礎ぐいの変更であります。右上の側面図に示していますように、橋脚の基礎となる深礎ぐいの掘削を進めていたところ、左下の深礎ぐい詳細図の青色の当初に示してお

ります、掘削面に何も施さない無処理としていた箇所から、右上の写真にありますとおり湧水が発生いたしました。

このため、湧水により掘削面が緩み、崩壊のおそれがあったことから、深礎ぐい詳細図の右側の変更で赤く着色している無処理としていた箇所について、土留めといたしまして、孔壁の安定を図るために吹きつけコンクリートとロックボルトを追加施工し、深礎ぐいのコンクリート打設に着手するまで、排水ポンプを用いて湧水を排出することとしたものであります。

議案第98号につきましては以上であります。

続きまして、66ページを御覧ください。

議案第99号であります。これは、主要地方道高城山田線、王子橋工区で施工する（仮称）王子橋橋梁上部工工事の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、都城市高城町の大淀川に架かる王子橋について、建設から60年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加え、車道幅員も狭く歩道もないことから、橋の架け替えにより、歩行者の安全も含め、円滑な交通を図ることとしております。

工区の全体延長は760メートル、車道幅員は6.5メートル、全幅は12.5メートル、全体事業費が約53億円であります。

2の工事概要であります。

67ページを御覧ください。

王子橋は、平面図に示していますとおり、橋長が257.8メートルの橋で、断面図に示していますように鋼製桁の橋であります。

66ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は16億7,603万7,020円、変更後の

金額が18億3,234万6,757円で、1億5,630万9,737円の増額であります。契約の相手方は、日橋・清本特定建設工事共同企業体で、工期は、令和5年3月14日～令和8年3月25日であります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用及び桁送出し仮設資機材の見直しなどにより、請負代金額の変更を行うものであり、その主な内容について御説明いたします。

68ページを御覧ください。

インフレスライドによる変更であります。先ほど説明申し上げた波帰之瀬工区と同様に、県の通知にのっとり、下段で緑色で示しております基準日である令和6年4月24日以降の残工期が、下側に旗揚げしておりますように1年11か月あり、新単価適用後の残工事請負額が5.5%増となることから、インフレスライドの対象とし、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、69ページを御覧ください。

桁の送出し仮設資機材の見直しであります。当工事では、左上の写真に示しておりますとおり、川の左岸側からレールに載せた桁を押し出して、橋を架けていく工法を採用しております。このため、左岸側には、桁を組み立てて送り出すためのヤードが必要となります。

工事着手後にヤードの調査を実施したところ、地耐力が不足しておりまして、桁をレールに載せた際、地盤が沈下し、桁を押し出せなくなるおそれがあることが判明しました。

このため、地盤にかかる桁の荷重を分散させるために、左下の軌条桁・覆工板設置状況の写真と右下の桁送出し設備断面図に、赤色で示していますように軌条桁及び覆工板を追加するものであります。

議案第99号につきましては以上であります。

○椎葉道路保全課長 議案第104号「損害賠償額の決定について」、御説明いたします。

委員会資料の70ページをお開きください。

こちらは、県道宮崎須木線上で発生しました倒木事故によって生じた損害を賠償するものがあります。ページの右上段に位置図を、下段に今回道路上に倒れてきた倒木の状況を、次のページの右側に被害車両の写真をお示ししておりますので御覧ください。

70ページにお戻りください。

2の事故の概要でございます。

本件事故は、令和5年6月19日午前8時58分頃、相手方所有のダンプカーが綾町方面から国富町方面へ走行中、左側のり面の樹木が突然路上に倒れ、車両を直撃したことにより、フロントガラスや車両の上部を損傷したものであります。今回の事故により、運転手の方に人身被害があり、頸肩腕症候群——むち打ちほかと診断されております。

3の損害賠償額についてですが946万8,873円であり、主な内容としては、車両修理費、休車損害額、労働災害求償額となります。

71ページをお開きください。

4の損害賠償の理由についてです。

道路脇のり面から樹木が道路上にせり出している場合や、本件倒木のように根元が一部腐食している場合は、道路管理者として道路パトロール等により目視・確認し、腐食した樹木を伐採するなど、事故の発生を予見・回避すべきであり、道路への倒木が発生した以上、道路管理者である県に道路管理瑕疵責任があると判断したことから、今回、損害賠償を行うこととしたものであります。

なお、本件事故は、走行中の倒木によるものであり、運転手は回避困難であることから、県

の責任割合を10割としております。

損害賠償の相手方は、資料に記載のとおりです。

(2)の宮崎労働局については、運転手本人が宮崎労働局から受給した労働災害保険給付金について、宮崎労働局から事故の原因者である県に支払いを求められているものであります。

6の支払い方法ですが、今回の損害賠償につきましては、県が契約をしております道路賠償責任保険から支払うこととしております。

議案第104号についての説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○田中道路建設課長 委員会資料の72ページをお開きください。

議案第106号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」であります。

1の概要についてであります。現在、宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路で進めております橋梁耐震対策などの事業費について、近年の労務費や資材価格の高騰などの影響を受け、国から許可された予算である40億円を4億円超過する見込みとなったため、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、予算の変更に同意することについて議決を求めるものであります。

工事内容といたしましては、左の位置図の中に四角囲みで示しております佐土原跨線橋、一ツ葉橋、一ツ葉大橋の耐震対策や津波避難誘導対策に取り組んでいるところであります。

次に、右側の表を御覧ください。対策が完了したものを黒の矢印、対策を実施中のものを赤の矢印で示しております。

まず、橋梁の耐震対策としましては、一番上、

佐土原跨線橋につきまして、令和 3 年度までに対策が完了し、その下、一ツ葉橋につきまして、昨年 4 月に全ての対策が完了しております。

また、その 1 つ下の一ツ葉大橋につきまして、令和 4 年度から工事に着手し、現在、免震支承への取替えなどを実施しているところであり、今年の 7 月の完了を予定しております。

次に、一番下の津波避難誘導対策につきましては、昨年度までに U ターン場 7 か所の整備や津波情報板 26 基の設置を完了したところです。

表の下の写真には、それぞれの対策の状況を示しております。

73 ページをお開きください。

2 の変更の内容についてであります。

当初の工事予算が、橋梁の耐震対策事業約 31 億円、避難誘導対策事業約 9 億円の計 40 億円でしたが、変更後の工事予算が、橋梁の耐震対策事業約 37 億円、避難誘導対策事業約 7 億円の計 44 億円で、4 億円を増額するものであります。

中央のグラフに、令和 7 ～ 11 年度の期間の支出や収入の計画等をお示ししております。グラフの数字上の単位は、全て 100 万円でございます。

まず、左のグラフ、維持管理費用の支出計画・実績につきましては、黒色の棒グラフで示しておりますのが当初計画でございまして、それに対しまして、令和 5 年度までは赤色の棒グラフで実績を、令和 6 年度以降は赤色の斜線の棒グラフで、今回変更する計画を示しております。

また、実績と変更計画に対する当初計画の差の累計を青色の折れ線グラフで示しております。このうち、青色の折れ線グラフを見ていただきますと、令和 5 年度までの実績と当初計画との差の累計が 13 と表示されておりますが、約 1,300 万円とおおむね計画どおりの支出でありました。

令和 6 年度以降でございますが、労務費や資材価格の高騰等を踏まえた結果、支出の増加が見込まれ、令和 11 年度までの累計で、当初計画より約 5.7 億円増加する見込みとなっております。

続きまして、右のグラフ、収入実績・計画でございすけれども、こちらにつきましても同じ色で実績や計画等をお示ししております。

青色の折れ線グラフを見ていただきますと、令和 3 年度までの実績と当初計画との差の累計がマイナス 64 と表示されております。約 6,400 万円のマイナスであり、計画を下回っておりますが、コロナ禍以降、令和 4 年度、令和 5 年度と 2 年連続で過去最高の交通量を記録するなど、収入は好調に推移しており、令和 5 年度の実績をベースに将来の交通量を推定した結果、令和 6 年度以降も収入が当初計画を上回り、令和 11 年度までの累計で約 9.7 億円増加する見込みでございます。

この収入の増額分が、先ほど御説明いたしました支出の増加分を上回っており、今回の工事予算 4 億円の増額が、今後の宮崎県道路公社の経営に影響を及ぼすおそれはないと判断しているところでございます。

最後に、3 の今後の手続についてであります。

本議案の議決が得られた後、今年度内をめぐりに、宮崎県道路公社から国土交通大臣へ事業変更許可申請書を提出することとしております。

以下に、参考としまして、道路整備特別措置法第 16 条の抜粋を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○安田委員 資料 57 ページ、国道 327 号の工事請負契約の変更であります。工期が令和 7 年 3 月 25

日までとなっておりますが、あとどのくらいの工期を見込んでいるのでしょうか。今から「その1の工事」を始めるんですよね。それが終わって、今度は「その2の工事」のほうに行くということでしょうか。

○**椎葉道路保全課長** 今回説明させていただいた「その1の工事」につきましては3月で完成いたします。

斜面崩壊が発生しました「その2の工区」につきましては、現在設計を行っております。この後、災害査定を改めて受けまして、本格的に工事着手するという予定であります。

○**安田委員** ざくっとした感じでいいんですけども、工事が終わるまでにどのくらいかかるのでしょうか。

○**椎葉道路保全課長** まだいつ頃ということが言える状況にございません。一日も早く復旧に努めてまいりたいと思っております。

○**安田委員** 村道の拡幅をしてもらって、本当に走りやすい道路になってきているんですけども、一日も早く国道327号が開通するようにお願いいたします。

それと資料73ページ、一ツ葉有料道路についてです。工事予算の変更で避難誘導対策工事が9億円から7億円になっておりますけれども、2億円減額したのは何か理由があるんですか。

○**田中道路建設課長** 津波避難誘導施設につきましては、当初計画どおり設置しておりまして、精算額として2億円減額ということになっております。

○**安田委員** 見込みより少なくなったということでしょうか。

○**田中道路建設課長** そのとおりでございます。

○**安田委員** 資料72ページの津波避難誘導施設の写真は一ツ葉有料道路になるんですか。

○**田中道路建設課長** 資料72ページの右下の写真でございますが、これは一ツ葉有料道路にこのようにUターン施設が設置してございます。

○**安田委員** 見覚えがあるようなないような写真なので、違うんじゃないかなと思ったんですよ。

○**田中道路建設課長** こちらの写真のほうは、南線のほうに設置してございます。

○**安田委員** 木花に行くところですよ。あそこも一ツ葉有料道路の一角になるんですか。

○**田中道路建設課長** そうでございます。

○**山下委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○**鬼塚管理課長** 委員会資料の74ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

表の一番上の1が当課の報告案件でございます。県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

事故の発生日、発生場所等につきましては、表の左から2列目の欄に記載のとおりでございます。

事故の内容につきましては、職員が駐車場から道路上に右折で進入した際に、左側から走行してきた相手方車両に気づかず、接触したことによるものでございます。損害賠償額は20万4,300円であり、全額、任意保険により支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり

注意を喚起しているところでございますが、今後とも機会あるたびに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の74ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が9件であります。表の2番から以降が当課の報告項目となっております。

事故の内容について説明いたします。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

番号の2、6、それから75ページの9の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、番号2はサスペンションやホイール等を、番号6はホイールとタイヤを、番号9はタイヤをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号の3、4の倒木事故につきましては、竹が突然倒れるなどして車両を直撃し、番号3はボンネットを、番号4はフロントバンパー、ボンネット等をそれぞれ損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号5の支障木接触事故につきましては、進行方向左前方の道路上空から垂れ下がっていた枝に車両が接触し、フロントガラスを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありま

すので、県の過失割合を5割、相手方の過失割合を5割としております。

番号7の段差事故につきましては、県道から駐車場に入る際に、乗り入れ口部分で車体をこすり、フロントバンパーの底部を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

75ページを御覧ください。

番号8の落石事故につきましては、進行方向の右前方のり面から突然落下した石が車両を直撃し、右ヘッドランプとバンパーを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号10の倒木事故につきましては、進行方向の右側のり面から道路上に倒れていた竹に衝突し、フロントバンパー、ボンネットを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

これら9件の物損事故に伴って発生した損害賠償額は81万5,425円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いします。

○岩切港湾課長 資料の76ページを御覧ください。

細島港港湾脱炭素化推進計画の策定について御説明いたします。

この計画につきましては、昨年度から検討を進めておりまして、先日、素案を取りまとめたところであります。素案そのものは、参考資料として別途添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、まず1の趣旨であります。

令和4年の港湾法改正の際に、港湾脱炭素化推進計画が位置づけられており、全国の重要港湾等で策定の取組が進んでおります。本県では3つの重要港湾のうち、臨海部に企業が集積している細島港を先行して計画策定に取り組んでいるところでもあります。

次に、2、素案の概要であります。

(1) 計画期間は、策定から2050年度までとなっております。

(2) 対象範囲は、右の図でお示ししておりますとおり、細島港の臨港地区及び港湾区域であります。

(3) 取組方針については、2050年度にCO₂排出量実質ゼロを実現するため、官民が連携し、その下の2つの丸の取組を順次進めていくこととしております。

1つ目は、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する取組として、例に示すとおり、対象範囲の企業がCO₂を直接削減する事業であります。

2つ目は、港湾・臨海部の脱炭素化に貢献す

る取組として、例に示すように、いわゆるクリーンエネルギーをつくり出す事業などであり

77ページを御覧ください。

(4) 計画の目標であります。グラフの一番左、2013年度のCO₂排出量を基準として、右3つのグラフに短期・中期・長期の削減目標を記載しております。

中期・長期の目標については、政府の削減目標や宮崎県環境基本計画と整合を図り、2030年度に50%削減、2050年度にCO₂排出量を実質ゼロとし、そこに向けた短期目標として、2025年度に47%削減することとしております。

78ページを御覧ください。

(5) 港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体であります。短期・中期において脱炭素化に向けて既に取り組んでいる事業や、今後の取組が具体的となっている事業について記載しております。

1つ目の丸の表には、照明施設のLED化に取り組んでいる株式会社第一糖業と県、再エネ電力の購入を行っている南日本くみあい飼料株式会社の3事業を示し、2つ目の丸の表には、バイオマスや太陽光による発電を中国木材株式会社が実施していることを記載しております。また、それぞれの箇所を右に図示しております。

79ページを御覧ください。

(6) 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想であります。(a)～(d)の4つの四角の中に示すように、各事業者の長期的な取組を記載しております。

例えば(a)の1番目、ディーゼルの荷役機械を電化するもの、(b)の3つ目、停泊中の船舶に陸上から電源を供給する設備の整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

これらについては、ページ下に赤の太字で示すように、事業の規模、期間、主体等の具体化に向けた検討を行うことで、少しでも早く実施できるように働きかけてまいります。

また、現段階では、ここに入っていない取組についても、今後の情勢の変化や技術の進展などを踏まえ、目標達成に向けてさらなる掘り起こしを図ってまいります。

80ページを御覧ください。

今後のスケジュールであります。本日の報告後、3～4月にかけてパブリックコメントを実施いたします。その意見を踏まえた計画を5月を目途に推進協議会に諮って、その承認後、計画の公表へと進めてまいります。

最後に4、計画策定後のフォローアップであります。短期・中期・長期それぞれの目標年度に合わせて、協議会において効果検証を行うこととしております。また、取組状況の確認として、アンケートやヒアリング調査を毎年継続しながら、技術の進展など、状況変化を見ながら、計画の変更を検討してまいります。

○松田都市計画課長 委員会資料の81ページをお開きください。

先ほど、建築住宅課から建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明しましたが、都市計画課からは準都市計画区域の具体的な指定区域について御説明いたします。

まず、1、目的でございます。

利便性が向上する清武南インターチェンジ周辺において、無秩序な開発を抑制し、良好な都市環境を保全するため、準都市計画区域を指定します。

次に、2、指定区域案としまして、名称は清武南準都市計画区域、面積は約72.6ヘクタールで、宮崎市清武町今泉の一部となります。

右図に位置を示しております。図の中央、縦に走っている緑の線が東九州自動車道となっており、その中央に清武南インターチェンジがあります。黄色い線が清武南インターチェンジに接続する一般道路で、赤枠で示す範囲が今回の指定区域となります。

次に、3、経緯についてです。平成19年度から準都市計画区域の候補地調査や関係市町との意見交換、開発動向の把握を行ってきました。令和4年度の東九州自動車道清武南日南北郷区間の開通を契機に、令和5～6年度にかけ、計4回の専門委員会において、他法令の規制状況や農地転用動向等の基礎調査を行うなど検討を進めてきたところです。

次に、82ページを御覧ください。

4、区域の指定方針としましては、清武南インターチェンジ周辺の半径2キロメートル圏内の指定候補エリアから、下に2つ示しております農地や森林など他の法令により規制される区域や、開発の可能性の低い山地や池、河川等の区域を除く区域を準都市計画区域に指定します。

次に、5、指定後の効果ですが、(1)都市計画法上の開発許可申請の要件が、敷地面積1万平方メートル以上から3,000平方メートル以上となります。

また、(2)建築基準法においては、10平方メートル以内の増築を除き、建築物を建築する場合に建築確認申請の手続が必要となります。

さらに、(3)床面積の合計が1万平方メートルを超える大規模集客施設を建築することができなくなります。

最後に、6、スケジュールですが、本日3月6日、そして9日に地元説明会を行い、3月25日の都市計画審議会における意見聴取を経て、令和7年度に告示の手続を進める予定です。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○安田委員 先ほどの一ツ葉有料道路の写真は勘違いしていました。申し訳ございませんでした。

細島港港湾脱炭素化推進計画についてですが、お願いがあります。日向市の細島港に東ソー日向株式会社という会社がございます、そこにアラメ場——藻場のようなものがあるのですが、横浜ブルーカーボン・オフセット制度に申請し、クレジットとして認証されているんですよ。そういうブルーカーボンも含めた脱炭素を実現してほしいと思っているんですが、ぜひ課を越えて農政所管課と環境所管課も一緒にやってもらうとすごく助かると思いますので、ぜひお願いいたします。

○岩切港湾課長 今、委員から御指摘をいただきました藻場についてなんですけれども、資料79ページの中に、将来的な構想で取り組む内容として記載しているものがございます。その中の(c)ターミナル外と書いてある四角の中の一番下にブルーカーボンの造成(宮崎県)と記載しております。将来的な取組を想定しております、農政水産部とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○外山委員 資料81ページの準都市計画区域の指定についてですが、清武南インターチェンジの1帯を指定するに至った経緯について教えてください。

○松田都市計画課長 資料81ページの3の経緯にもございますように、令和4年に東九州自動車道の清武南インターチェンジが開通いたしました。地域の交通が変化する中で、宮崎の広域都市計画の中心市街地を含めた上で、そこに大規模な集客施設が建設された場合に、これまでの都市計画でやってきた中心市街地を中心とす

る活性化計画が脅かされる可能性があるということで、清武南インターチェンジに準都市計画を指定するという流れになったということでございます。

○外山委員 つまり近い将来、大規模店舗とかが出てくる可能性があるんで、そういった大規模店舗が出店できないように、こういう区域を指定するわけですか。

○松田都市計画課長 清武南インターチェンジ周辺に大規模集客施設が建設されるということ、我々は情報として持っているわけではありません。もしそこに建設された場合には、これまで行ってきました都市計画が脅かされるということにもなりますので、他県の状況なども見ながら、地元宮崎市と一緒に進んで検討を進めてきたということになります。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は午後1時からといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定します。

次に、委員長骨子案についてであります。

本来であれば採決後に御意見を伺うところですが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと思います。委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時19分再開

○山下委員長 委員会を再開します。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議がございませんので、そのようにいたします。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時20分散会

令和7年3月7日(金曜日)

午後0時56分再開

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	外 山 衛
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也
委 員	渡 辺 正 剛

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
議 事 課 課 長 補 佐	松 本 英 治

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まずは、議案の採決を行います。採決の前に、賛否を含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時56分休憩

午後0時56分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括で採決をいたし

ます。

議案第70号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第104号及び議案第106号につきましては、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第70号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第104号及び議案第106号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後0時58分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 寿

